寄附のお願い

「寄附」という社会貢献があります

皆様の支援でみやぎの労働環境を豊かに。

魅力ある職場の創出に直結する事業で働く人の**笑顔と幸せ**・企業の**持続的成長**を支援しています

公益社団法人 宮城労働基準協会

労働者一人ひとりと、その家族が健康に安心して暮らせる職場と地域社会を創るために

当協会は、個々の企業が担う難しい労務・安全衛生管理について、必要な教育環境や相談の環境などを整えながら、様々な取り組みをしています。

いただいた寄付の活用例

- ☑ 宮城労働基準通信のデジタル配信
- ☑ サテライト方式等の講習・教育の充実
- ☑ 無料貸出用DVD教材等の充実
- ☑ 専門家による無料相談対応の整備
- ☑ 多目的ルームやデジタル化機材等の整備
- ☑ 当協会利用者が閲覧・更新できるマイページの提供

詳しくは裏面へ

税控除について

当協会は、特定公益増進法人です。
寄附には税法上の優遇措置が適用され、税控除が受けられます。

法人様の場合は、一般寄附金の損金算入限度額と併せて、一定の算式により計算した金額に増額されます

控除額UP!

個人様の場合は、「所得控除（寄付金控除）」の対象となり確定申告によって最大約4割が税金から控除されます。

詳しくは裏面へ

当協会への寄附はみやぎの企業の発展に直結する重要な資源となります!

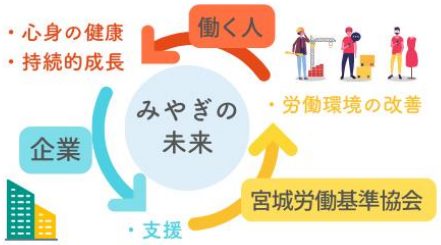

健康でいきいき働き続けられる魅力ある職場環境の整備は、企業と働く人双方、そして地域の未来にとって大きな好循環をもたらします。

これに直結する当協会の事業活動を継続、発展させていくことに対して寄附のご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

寄付に関するお問い合わせ お電話、FAX、メールにて承っております。

公益社団法人 宮城労働基準協会

Tel: 022-265-4091（平日 8:30-17:00）
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目5-22 GC青葉通りプラザ5階
E-mail: info-m.rouki@rouki.or.jp

宮城労働基準協会 寄付金のお願いに関するページ▶

（2023.02）

いただいた寄附で、できること

リアルとデジタル化を融合させた 社会性が高く、タイムリーで、魅力が実感できる事業環境の整備・拡充 。魅力ある職場創りと企業の持続的成長への貢献

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び発注者のほか、労働者、消費者、様々なサービス利用者など、すべての関係者が安全衛生について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要となっています。

また、厳しい経営環境下にあって、労働者の安全衛生対策をはじめとする魅力ある職場環境実現のための対策は、「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革が掲げられるなど、事業者の経営戦略の観点からも重要性が増しています。

そして、令和5年度からは、労働災害防止に関する新たな5か年計画として「第14次労働災害防止計画」がスタートしますが、これからの安全衛生対策は、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、「ウェルビーイング」の確保を前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる地域社会を実現しなければならず、そのためには安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保のさらなる促進を図ることが望まれています。

また、国際的な安全衛生標準として示されたISO４５００１の要求事項には、自社内の諸活動に加え、外部の利害関係者（親会社・請負者・供給者等）のニーズと期待を理解し、これに応えていくことも含まれているところであり、だれもが安全で健康に働ける地域社会を実現していくうえでは、企業の垣根を越えた支援が特に重要となっています。

当協会は、上記を踏まえ、宮城県内のすべての企業を対象として、公益的な事業に創意工夫を凝らしながら、魅力ある職場創りに直結する事業を展開しているところであり、これに賛同していただいた寄附は、次のような活用を通じて地域の中小規模事業場の労務・安全衛生水準の向上に寄与する意義の大きい社会貢献となります。

寄附の活用例

☑ 宮城労働基準通信のデジタル配信（クラウドでの安全な配信）	→ 複数者配信、関連サイトの閲覧可、記事の幅広い社内活用
☑ サテライト方式等のリアルとWebを融合させた講習・教育の充実	→ 受講しやすい環境で、内容の充実した講習等の提供
☑ 労務・安全衛生に関する無料貸出用DVD教材等の充実	→ 利用者のニーズに叶うタイムリーな教材の提供
☑ 労務・安全衛生に関する専門家による無料相談対応の整備	→ 専門家:安全・衛生コンサルタント、医師、社労士、弁護士等
☑ 事業場が利用できる多目的ルームやデジタル化機材等の整備	→ デジタル化機材も整ったスペースを各種部会活動等にも提供
☑ 当協会利用者が基本情報等を閲覧・更新できるマイページの提供	→ 会員が魅力を実感できる協会利用サービスの改善

税法上の優遇措置について

01. 法人寄附の場合(損金算入)

特定公益増進法人に対する寄附は通常の一般寄附金の損金算入限度額とは別枠 で、損金算入限度額が加算されます。

■一般寄附金に係る損金算入限度額

=｛(資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額)×当期の月数を12で割った数×0.25%+所得の金額×2.5%｝×1/4

■特定公益増進法人に対する寄附金に係る別枠で加算される損金算入限度額

=｛(資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額)×当期の月数を12で割った数×0.375%+所得の金額×6.25%｝×1/2

注:所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

事例:資本金の額が1億円、年中の所得金額1,000万円、1年決算法人の場合

(A)一般損金算入限度額
=｛(100,000,000円×12/12×2.5/1000)+(10,000,000円×2.5/100)｝×1/4=125,000円

(B)特定公益増進法人に対する特別損金算入限度額
=｛(100,000,000円×12/12×3.75/1000)+(10,000,000円×6.25/100)｝×1/2=500,000円

したがって、当協会への寄附金に対しては、(A) (B)の合計金額=625,000円の損金算入が認められます。 (詳しくは、国税庁等をご確認下さい。)

02. 個人寄附の場合(所得控除)

その年の、対象団体に対して行った寄附合計額のうち、2,000 円を超える金額 につき適用されます。
寄附金額－2,000 円＝所得控除額（総所得金額等の 40%相当額が限度）